

政令第 号

全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正）

第一条 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第二号中「第十一号」を「第十号」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号及び第六十条第三号中「第十三条第一項第十号」を「第十三条第一項第九号」に改める。

第四百四十七条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、全国新幹線鉄道整備法施行令及び国土交通省組織令の規定の整理を行う必要があるからである。